

令和8年4月16日

気候危機対策会議

(令和8年度 第1回)

(議題)

「世田谷区環境マネジメントシステム『E C Oステップせたがや』の推進に係る
令和8年度の実施方針」について (通知)

【事務局】 環境政策部環境政策課

8世環政第10号
令和8年4月16日

各部長あて

環境管理総括者
(区長) 保坂 展人

「世田谷区環境マネジメントシステム『E C Oステップせたがや』の推進に係る
令和8年度の取組み方針」について（通知）

「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」の2030年度目標の達成に向け、「世田谷区環境マネジメントシステム『E C Oステップせたがや』の推進に係る令和8年度の取組み方針」について下記のとおり通知する。

各部長においては、部内各課への周知徹底と各所属における取組みの推進を図らねたい。

記

1 区施設のエネルギーの使用による温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策のため、ソフト・ハードの両面から効果的に省エネルギー及びエネルギーの脱炭素化を推進し、温室効果ガス排出量を削減する。

区施設全体で、温室効果ガス排出量、省エネルギーの観点からエネルギー消費量、エネルギーの脱炭素化の観点から炭素集約度について、以下のとおり削減を目指す。

- 温室効果ガス排出量 2023年度比26.2%削減
- エネルギー消費量 2023年度比2.7%削減
- 炭素集約度 2023年度比24.1%削減

2 コピー用紙購入枚数の削減

区役所全体のコピー用紙購入枚数を2030年度までに2022年度比50%以上削減（1年あたり717万枚の削減）をめざす。

【重点取組み】

各課の複合機利用によるコピー用紙印刷枚数を定期的に集計し、庁内に周知することで、コピー用紙の削減への意識づけを行う。

3 その他の全庁的に実施する取組み

(1) 3R+Renewableによるプラスチック資源循環の促進

使い捨て型プラスチック製品の使用抑制、繰り返し利用が可能な製品・再生プラスチックを使用した製品・バイオマスプラスチックを使用した製品の使用、廃プラスチックの材料リサイクルまたはケミカルリサイクルによる再生利用により、プラスチック資源循環の促進を図る。

【重点取組み】

- 区主催の会議や事業の参加者へ、原則、ペットボトルによる飲料の提供をやめ、マイボトルによる飲料持参の周知や、飲料を提供する場合はアルミや紙等の容器による提供

を行う。

- 職員は、特に給水器が設置されている庁舎では、マイボトルを積極的に利用し、執務する庁舎内でのペットボトル飲料の抑制に努める。

〈3R+Renewable とは〉

3R（スリーアール）：①発生抑制（リデュース(Reduce)；減らす）、②再使用（リユース(Reuse)；繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル(Recycle)；再資源化する）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワード。
Renewable：再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）の活用。

(2) 区民利用施設や学校等の公共施設における省エネルギー対策の徹底

「施設の運営管理業務の外部委託に係る環境配慮基準」の周知や内部環境監査での確認、小・中学校への通知等により、指定管理者や委託事業者が管理する区施設や学校においても省エネルギー対策を推進する。

【重点取組み】

指定管理者や委託事業者が管理する区施設の所管課は、該当施設の光熱水使用量を定期的に把握し、指定管理者や委託事業者に対し、施設における省エネルギー、省資源の取組みを働きかける。

(3) 事業構築、計画策定における脱炭素の推進

事業構築、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて事業を構築、実施するよう周知する。

【重点取組み】

区立小・中学校や区立幼稚園を通じて区民へ周知する文書については、世田谷区教育委員会事務局が実施する周知文書等の電子化の取組み（せたがやスクールボードへの掲載等）を活用することにより、紙の削減を推進する。

(4) 区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

区が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減に資する取組みや、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を活用するよう周知する。

(5) 環境関連法令の一層の遵守徹底

説明会・研修や内部環境監査等を通じた全庁への周知により、環境関連法令の一層の遵守徹底を図る。

8世環政第10号
令和8年4月16日

各部長あて

環境管理責任者
(環境政策部長) 秋山 武徳

『E C Oステップせたがや』の推進に係る令和8年度の取組み方針」等の周知について

「世田谷区環境マネジメントシステム『E C Oステップせたがや』の推進に係る令和8年度の取組み方針」について、環境管理総括者（区長）から通知されたところです。

令和6年9月に策定された「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」の2030年度目標の達成に向け、全職場・全職員による環境配慮行動を推進するため、『E C Oステップせたがや』の令和8年度の取組みについて」（別紙）について、部内への周知をお願いします。

なお、今年度の日程及び各職場における取組み等は、下記のとおりです。

記

1 今年度の主な日程

- 令和8年4月21日 定期庶務連絡による庁内周知
(令和8年度の取組み方針、行動計画の作成など)
- 4月27日～5月18日
事務説明会の開催（動画視聴型を予定）
(取組み方針、環境関連法令など)
- 令和9年3月頃 令和8年度実績報告依頼（予定）

2 行動計画の作成にあたって

過去の優良取組み事例を[庁内公開サイト](#)で公開しています。部内各職場の行動計画作成の参考にいただき、優良な取組みの展開を図ってください。

【本件担当】

環境マネジメントシステム事務局
(環境政策課)

電話 6432-7128 (内線60-203)

「E C Oステップせたがや」の令和8年度の実施について

「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第6期計画)」の概要

1 削減のための方向性

世田谷区役所から排出される温室効果ガス（基準年度）は、98.93%を公共施設のエネルギーの使用によるCO2排出量が占めている。

公共施設における「エネルギーの脱炭素化（再エネ化）」と「省エネルギー」を進めることで、「公共施設におけるエネルギー起源CO2排出量」を削減し、温室効果ガス総排出量を削減する。

2 温室効果ガス総排出量等の2030年度目標及び年次計画

①温室効果ガス総排出量

目標 2030年度において、2023年度比で51.1%削減をめざす。

〈年次計画〉2023年度比削減率

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
10.1%	11.9%	26.2%	35.7%	43.3%	43.8%	51.1%

②エネルギー消費量

目標 2030年度において、2023年度比で6.0%削減をめざす。

〈年次計画〉2023年度比削減率

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
0.9%	1.8%	2.7%	3.6%	4.5%	5.4%	6.0%

〈削減の内訳〉

- ・公共建築物の延床面積の増加による増加 約5.0%
- ・公共建築物のZEB化・省エネ化による削減 約6.5%
- ・省エネルギー行動等の運用による削減 約4.5%

③炭素集約度

目標 2030年度において、2023年度比で48.0%削減をめざす。

〈年次計画〉2023年度比削減率

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
9.3%	10.3%	24.1%	33.3%	40.6%	40.6%	48.0%

〈炭素集約度とは〉

「炭素集約度」とは、エネルギー消費量単位当たりのCO2排出量。

炭素集約度が低減しているほど、使用しているエネルギーの脱炭素化が進んでいることを示す。

■「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」については、[こちら](#)をご参照ください。

「ECOステップせたがや」の令和8年度の実施方針

<方針1> 区施設のエネルギーの使用による温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策のため、ソフト・ハードの両面から効果的に省エネルギー及びエネルギーの脱炭素化を推進し、温室効果ガス排出量を削減する。

区施設全体で、温室効果ガス排出量、省エネルギーの観点からエネルギー消費量、エネルギーの脱炭素化の観点から炭素集約度について、以下のとおり削減を目指す。

- 温室効果ガス排出量 2023年度比 26.2%削減
- エネルギー消費量 2023年度比 2.7%削減
- 炭素集約度 2023年度比 24.1%削減

<方針2> コピー用紙購入枚数の削減

区役所全体のコピー用紙購入枚数を 2030年度までに2022年度比50%以上削減(1年あたり717万枚の削減)をめざす。

<方針3> その他の全庁的に実施する取組み

(1) 3R+Renewableによるプラスチック資源循環の促進

使い捨て型プラスチック製品の使用抑制、繰り返し利用が可能な製品・再生プラスチックを使用した製品・バイオマスプラスチックを使用した製品の使用、廃プラスチックの材料リサイクルまたはケミカルリサイクルによる再生利用により、プラスチック資源循環の促進を図る。

<3R+Renewableとは>

3R(スリーアール)とは、①発生抑制(リデュース(Reduce);減らす)、②再使用(リユース(Reuse);繰り返し使う)、③再生利用(リサイクル(Recycle);再資源化する)の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワード。

Renewable=再生素材や再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック等)の活用

(2) 区民利用施設や学校等の公共施設における省エネルギー対策の徹底

「施設の運営管理業務の外部委託に係る環境配慮基準」の周知や内部環境監査での確認、小・中学校への通知等により、指定管理者や委託事業者が管理する区施設や学校においても省エネルギー対策を推進する。

(3) 事業構築、計画策定における脱炭素の推進

事業構築、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて事業を構築、実施するよう周知する。

(4) 区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

区が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減に資する取組みや、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を活用するよう周知する。

(5) 環境関連法令の一層の遵守徹底

説明会・研修や内部環境監査等を通じた全庁への周知により、環境関連法令の一層の遵守徹底を図る。

令和8年度の具体的取組み <方針1> 温室効果ガス排出量の削減

エネルギーの脱炭素化
(再エネ化)

【エネルギーの脱炭素化】

- 電力契約における再生可能エネルギー電力の調達
- 太陽光発電設備の設置

公共建築物のZEB化・省エネ化

【公共建築物のZEB化、省エネ化、木造化、木質化】

- 新築・改築・大規模な改修におけるZEB化、木造化・木質化等木材の利用促進
- その他の改修における省エネ化

省エネ行動の一層の推進

【省エネ行動の一層の推進】

(区長部局・行政委員会等)

- 各職場で省エネルギー行動計画を策定・実践
- 設備の運用改善・指定管理者等との連携

(小・中学校、幼稚園等)

- ①SDGsの一環として各学校で計画策定、実践
- ②学校職員に対する、省エネへの一層の取組みの呼びかけ
- ③ICTを活用しての学びの推進

令和8年度の具体的取組み <方針2> コピー用紙購入枚数の削減

- (1) DX推進方針に基づく取組み
行政手続きや相談のオンライン化拡充、Teamsによるペーパーレス化、デジタル活用による事務の効率化等の取組みの一層の推進
- (2) 優良取組み事例の削減ノウハウの発信
Teamsやモニターの活用による会議資料のペーパーレス化、電子申請などの行政手続き等のオンライン化拡充、学校から保護者へお知らせする際の学校緊急連絡情報配信サービス(すぐーる)の活用の徹底等の事例の発信
- (3) セキュアプリント等の利用周知
- (4) 各職場におけるコピー用紙削減行動計画の推進、各職場におけるコピー用紙増加要因の把握と意識づけ及び改善策の提示による取組み強化
- (5) コピー用紙印刷枚数の定期的な周知
各課の複合機利用によるコピー用紙印刷枚数を定期的集計し、庁内に周知することで、コピー用紙の削減への意識づけを行う。

令和8年度の具体的取組み <方針3>その他の全庁的に実施する取組み

(1) 3R+Renewable によるプラスチック資源循環の促進

- 世田谷区役所プラスチック削減方針における区の率先行動及び職員の率先行動について、各職場がプラスチック削減行動計画を推進する。
- 区主催の会議や事業の参加者に対して、原則、ペットボトル飲料の提供をやめ、マイボトルによる飲料持参の周知や、飲料を提供する場合はアルミや紙の容器による提供を行う。
- 区職員は、特に給水器が設置されている庁舎において、マイボトルを積極的に利用し、執務する庁舎内でのペットボトル飲料の抑制に努める。

(2) 区民利用施設や学校等の公共施設における省エネルギー対策の徹底

- 指定管理者や委託事業者が管理する区施設については、「施設の運営管理業務の外部委託に係る環境配慮基準」の施設所管課への周知や内部環境監査での確認により、設備運営等の省エネルギー化を推進する。
- 指定管理者や委託事業者が管理する区施設の所管課は、該当施設の光熱水使用量を定期的に把握し、指定管理者や委託事業者に対し、施設における省エネルギー、省資源の取組みを働きかける。
- 小・中学校等においても、空調設備の適正利用(温度設定、遮光や外気遮断等の実施)などを周知し、省エネルギー化を推進する。

(3) 事業構築、計画策定における脱炭素の推進

- 事業構築、計画策定において、可能な場合は脱炭素の視点を取り入れて事業を構築、実施するよう事務局より全庁へ周知する。
- 区立小・中学校や区立幼稚園を通じて区民へ周知する文書については、世田谷区教育委員会事務局が実施する周知文書等の電子化の取組み(せたがやスクールボードへの掲載等)を活用することにより、紙の削減を推進する。

(4) 区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- 区が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、再生可能エネルギー電力の活用、参加者への公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別・廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品の活用など、温室効果ガスの削減や省資源に資する取組みを行うよう事務局より全庁へ周知する。

(5) 環境関連法令の一層の遵守徹底

- 説明会や研修、通知、庁内公開サイト等を通じて、環境関連法令について周知し、一層の浸透を図る。